

2026

5月

No.625

KARIYA



か

り

や



群馬県 吾妻郡 中之条町 「ちやつみほごけ」

写真提供：田中 勝志 氏

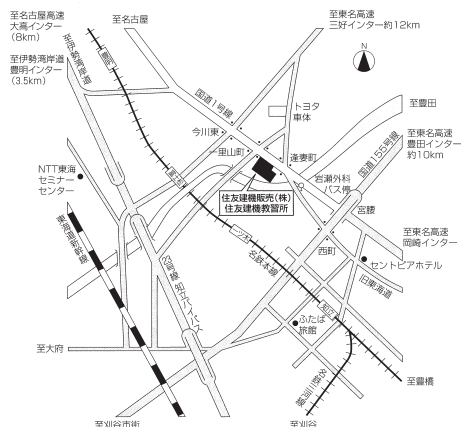
も く じ

愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	1	衣浦東部保健所コーナー.....	8
愛知県の全産業死亡災害.....	2	社会保険労務士が答える企業の労務管理.....	9
無災害記録証伝達式.....	3	脱監督官の労務相談サロン.....	10
労働者死傷病報告書受付状況.....	4	会員だより.....	11
2026年度の重点施策について.....	5	お知らせ.....	12
監督署だより.....	7		



安全を基本にプロへの道をひらく資格取得講習

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
5月	移動式クレーン																																			
	クレーン・デリック																																			
	車両系建設機械																																			
	解体用機械																																			
	不整地運搬車																																			
	小型移動式クレーン																																			
	玉掛																																			
	クレーン特別教育 玉掛(B)併合																																			
	高所作業車																																			
	床上クレーン																																			
6月	移動式クレーン																																			
	クレーン・デリック																																			
	車両系建設機械																																			
	解体用機械																																			
	不整地運搬車																																			
	小型移動式クレーン																																			
	玉掛																																			
	クレーン特別教育 玉掛(B)併合																																			
	高所作業車																																			
	床上クレーン																																			
特別教育																																				
安全衛生教育等																																				



インターネット予約を始めました

- 下記のホームページから受講予約を入れることができます。24HいつでもOKです。
- 3ヶ月先までの日程表の中から希望に合う日程をお選び頂けます。
- 予約状況も画面で確認ができます。
- 住友建機、資格取得、免許取得等で検索できます。

■ ホームページアドレス <https://www.sumitomokenki.co.jp>

交通機関

- ・名鉄本線知立駅下車(徒歩20分)
JR名古屋駅で乗り換えの方は名鉄本線豊橋方面の電車にお乗り下さい。
- ・知立駅よりバス(日進、三好、愛知教育大学前行き)で一つめ岩瀬外科バス停下車(徒歩5分)
- ・国道23号線(名四国道)豊明インターより国道1号線を東上、3.5km 右側です。



愛知労働局長登録教習機関

住友建機販売(株)住友建機教習所 愛知教習センター

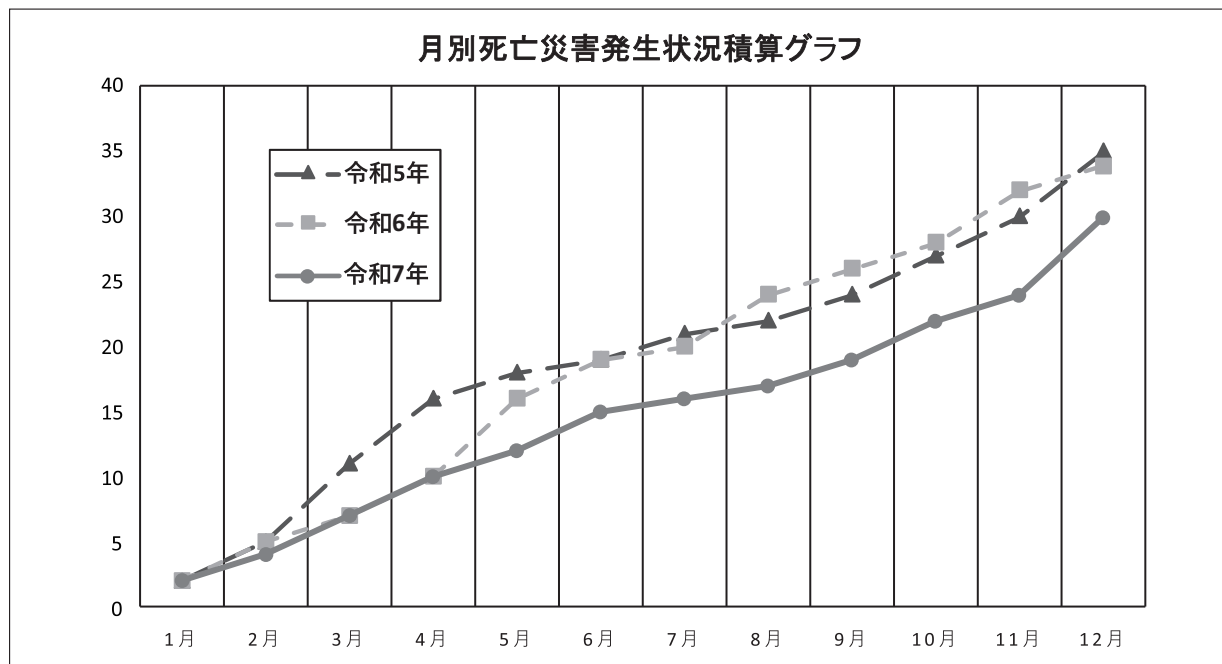
〒448-0002 刈谷市一里山町深田1-1 TEL.0566-35-1311 FAX.0566-35-1300

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和8年4月8日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和7年（速報値）	令和6年同時期（速報値）	令和6年確定値
製 造	造 業	8	8（1）	8（1）
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業	1		
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2		
	金 属 製 品	1	1	1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	3（1）	3（1）
	そ の 他	3	3	3
建 設	設 業	8（1）	9（2）	9（2）
	土 木 工 事 業	3（1）	2（1）	2（1）
	建 築 工 事 業	2	3	3
	そ の 他	3	4（1）	4（1）
陸 上 貨 物 運 送 事 業	4（3）	3（1）	3（1）	
商 業	業	5（3）	9（6）	9（6）
	卸 売 業	2（1）	1	1
	小 売 業	2（2）	7（5）	7（5）
	そ の 他	1	1（1）	1（1）
清 掃 ・ と 畜 業	3	2	2	
上 記 以 外 の 事 業	2（1）	3（1）	3（1）	
合 計		30（8）	34（11）	34（11）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

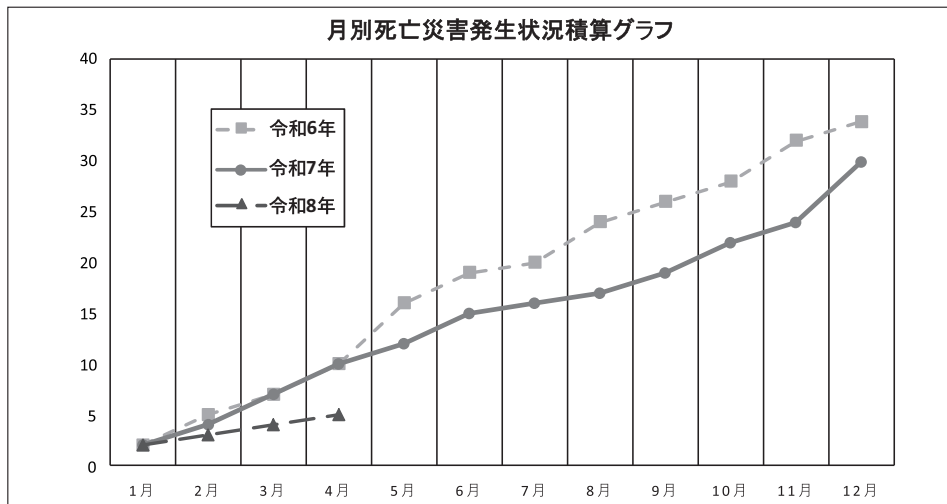


愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和8年4月8日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和8年速報値	令和7年同時期（速報値）	令和7年確定値
製 造 業	造 業		3	8
	食 料 品 製 造 業			
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		1	2
	金 属 製 品			1
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用		1	1
建 設 業	そ の 他			3
	建 設 業	2	1	8（1）
	土 木 工 事 業	1	1	3（1）
	建 築 工 事 業			2
陸 上 貨 物 運 送 事 業	そ の 他	1		3
	陸 上 貨 物 運 送 事 業			4（3）
	商 業		1（1）	5（3）
商 業	卸 売 業			2（1）
	小 売 業		1（1）	2（2）
	そ の 他			1
清 掃 ・ と 畜 業				3
上 記 以 外 の 事 業		4（1）	1	2（1）
合 計		6（1）	6（1）	30（8）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和8年4月8日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R8.1.10. 10：00	教育・ 研究業	10～29名	用務員	70代	年	墜落・転落	立木等	敷地内の庭木剪定中に脚立上（高さ3.5m）から転落したもの。
R8.1.21. 10：00	港湾運送業	9名以下		60代	年	激突され	フォークリフト	事業場内において人の立ち入りを制限がされている区画内に、労働者が立ち入り荷役機械に轢かれたもの。
R8.1.27. 10：00	土木工事業	9名以下	作業員	60代	12年	飛来・落下	その他の材料	解体現場において、解体物片を集積場に落としたところ、集積場で作業をしていた被災者に激突した。
R8.2.3. 15：10	その他の 建設業	9名以下	建設作業員	30代	5年	墜落・転落	ゴンドラ	可搬式ゴンドラに乗り、資材の運搬をしていたところ、突りょうが脱落し、突りょうを固定するワイヤーロープの片方が切れ、ゴンドラが傾き、足場板とともに墜落した。
R8.3.4. 10：00	鉄道・軌道・ 水運・航空業	9名以下		40代	年	切れ・こすれ	その他の用具	線路内にて鎌を使用した草刈り作業を行っていたところ、右ふくらはぎから大量出血していたため、救急搬送されたのち、加療していたものの亡くなったもの。
R8.4.4. 11：40	通信業	9名以下		50代	年	交通事故 （道路）	乗用車、バス、 バイク	信号機のない交差点（双方に一時停止標識無し）において、被災者が運転する軽二輪車と他者が運転する軽四輪車が衝突し、頭部を強く打ち付けた。

無災害記録証伝達式

刈谷労働基準監督署

(株) ジェイテクト 刈谷工場
(金属工作機械製造業)
第三种無災害記録「700万」時間達成



(株) ジェイテクト 刈谷工場
工場長 外山 弘治

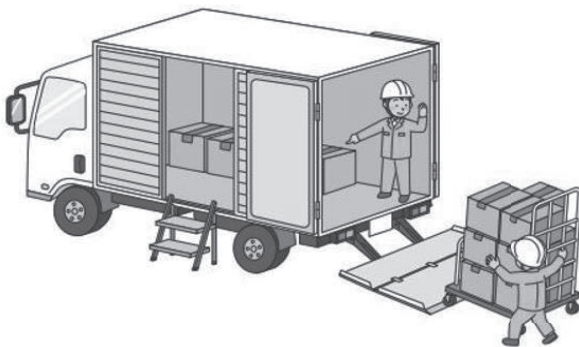
去る令和8年3月25日(水)、第三种無災害記録を達成された(株)ジェイテクト 刈谷工場様に、刈谷労働基準監督署長より厚生労働省労働基準局長無災害記録証※を伝達いたしました。

記録証を受けられました事業場におかれましては、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展開され、さらに無災害記録を更新していただきたいと思います。

※厚生労働省では『無災害記録証授与内規』に基づいて、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。

必要な講習はお済みですか？

テールゲートリフター特別教育



荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務は、特別教育の対象です

労働安全衛生規則 第36条 第5号の4(令和6年2月1日施行)



特別教育の受講をご希望の方は
こちら→



フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育



フォークリフト運転業務従事者には

おおむね5年ごとに定期教育を実施すること事業者に義務付けられています。これは努力義務ですが、実質的には再教育の実施が強く推奨されています

基発第247号

再教育の受講をご希望の方はこちら→



令和7年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和8年3月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	3		196	(1)	218	(1)	-22		建 設 業 計	2		40	(1)	49		-9	+1
食 料 品			41		41				土 木			11		8		+3	
織 維			2		2				建 築			15		26		-11	
木材・木製品			1		2		-1		そ の 他	2		14	(1)	15		-1	+1
製紙・印刷			3		5		-2		交通・運輸業	2		54	(1)	59		-5	+1
化 学			21		16		+5		陸上貨物業			2		6		-4	
窯業・土石			14		10	(1)	+4	-1	港湾荷役業			3		1		+2	
鉄鋼・非鉄			8		14		-6		商 業	1		71		66		+5	
金属製品	1		34	(1)	43		-9	+1	接客・娯楽業	1		32		34		-2	
一般機械			15		21		-6		清 掃 業			19		21		-2	
電気機械			2		2												
輸送用機械	2		52		51		+1		そ の 他	6		133		227		-94	
その他製造			3		11		-8		合 計	15		550	(3)	681	(1)	-131	+2

※本統計は令和8年3月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

令和8年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和8年3月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	16		31		28		+3		建 設 業 計	3		6		12		-6	
食 料 品	2		7		5		+2		土 木					2		-2	
織 維									建 築	2		5		6		-1	
木材・木製品									そ の 他	1		1		4		-3	
製紙・印刷	1		1				+1		交通・運輸業	10	(1)	18	(1)	10		+8	+1
化 学	2		3		5		-2		陸上貨物業	1		1				+1	
窯業・土石			1		2		-1		港湾荷役業					1		-1	
鉄鋼・非鉄	5		6				+6		商 業	8		17		8		+9	
金属製品			4		5		-1		接客・娯楽業	5		8		6		+2	
一般機械	1		1		2		-1		清 掃 業	2		4		4			
電気機械			1				+1										
輸送用機械	3		5		9		-4		そ の 他	4		9		15		-6	
その他製造	2		2				+2		合 計	49	(1)	94	(1)	84		+10	+1

※本統計は令和8年3月末日までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

2026年度の重点施策について

「誰もが自らの能力を高め・発揮し、安心して生きがいや働きがいをもって活躍できる愛知」を目指して

愛知県労働局長 高木 健一

愛知県では、経済労働分野の基本計画として、「あいち経済労働ビジョン 2026-2030」を昨年12月に策定し、今後の主要課題への対応を含めた中長期の政策指針を示したところです。本ビジョンに基づき、「イノベーションを源泉とした産業競争力の強化」や「多様な人材の活躍と地域の産業を支える人材の育成」等を進めてまいります。

本県がこれまで培ってきた産業基盤を最大限に生かして、「地域経済の好循環とグローバル経済の中での持続的な成長により、経済的な『豊かさ』を享受し続けられる地域」を目指し、多様な人材の確保・活躍支援やワーク・ライフ・バランスの充実、安心して働くことのできる職場環境づくりに取り組むとともに、デジタル人材の育成や技能尊重気運の醸成などに取り組んでまいりますので、県民・企業の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

《多様な人材の確保・活躍支援》

若者・女性・中高年齢者・障害者・外国人等の多様な人材の確保を支援し、それぞれが能力を最大限発揮できる環境づくりに取り組んでまいります。

中小企業の人材確保につきましては、今年度から新たに、自社ブランディングの方法等を学ぶセミナーの開催や、専門家による伴走型支援、就職・転職フェアへの出展などの各種採用活動を支援してまいります。また、従業員の奨学金返還を支援する中小企業等への奨学金返還費用の補助について、補助額及び補助対象期間を選択できるような制度を見直し、より使いやすく充実してまいります。

さらに、外国人材の確保支援としては、昨年度設置した「あいち外国人材受入サポートセンター」において、引き続き、企業・外国人双方からの相談に応じるとともに、外国人材の雇用に意欲がある企業に対する伴走型支援や、受入段階に応じた企業向けセミナー等を開催するほか、海外人材を対象とした合同企業説明会をオンラインで開催いたします。

《ワーク・ライフ・バランスの充実と安心して働ける職場環境づくり》

多様で柔軟な働き方や「休み方改革」を進め、仕事と生活の調和を図るとともに、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策を通じて、誰もが安心して働ける職場環境づくりを推進し、労働関係法令等の周知や労働相談などにより、企業や労働者の不安や問題の解消に取り組んでまいります。

また、昨年10月に施行した「愛知県カスタマーハラスメント防止条例」の理念を社会全体に浸透させるため、ポスター、チラシ、専用Webサイト等での周知に加えて、新たに、金山駅のデジタルサイネージを活用し、幅広い層への周知・啓発に力を入れてまいります。さらに、事業者がそれぞれの職場でカスハラ防止対策を進めていけるよう、条例のガイドラインや各団体共通マニュアルの活用を促すとともに、専用相談窓口やアドバイザーの派遣により支援してまいります。このほか、事業者が独自の対策マニュアルを作成するための実践的なセミナーも新たに開催するなど、事業者によるカスハラ防止対策をしっかりと後押ししてまいります。

《愛知からの人口流出を止め、愛知で働く人を増やす取組》

若者を始めとした働き手の定着・流入を促し、愛知で働き続けたいと思える環境づくりを推進するため、UIJターンを促進してまいります。

UIJターン希望者の掘り起こしや相談窓口での就労支援を行う「あいちUIJターン支援センター」を東京と名古屋に設置し、県内の中小企業等の人材確保を推進します。なお、東京のセンターにつきましては、移住と就職に関する相談にワンストップで対応するため、本年4月より、ふるさと回帰支援センター内の「あいち移住・定住相談センター」隣に移転・併設し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

《地域の産業を支える人材の育成》

地域の産業の持続的な競争力強化に向けて、モノづくり人材を始め、地域の産業を支える多様な人材の育成やリスキングの充実等に取り組んでまいります。

県内産業のデジタル化・DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めるため、中小企業に対し、デジタル人材の育成を助言する専門家の派遣や、研修カリキュラムの作成からフォローアップまでの伴走支援、階層別のデジタル人材育成研修を実施します。また、中小企業のDX支援を担う人材を育成するため、新たに商工会や商工会議所、行政書士会等の士業団体など、中小企業支援機関を対象とする研修等を実施します。

さらに、本年12月に愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）をメイン会場として開催予定の「2026年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック」においては、多くの県民の皆様にご来場いただけるよう、併催イベントの開催や、高校生や技能士等による競技解説、無料の大会見学バスの運行などを実施し、技能尊重気運の醸成に取り組んでまいります。また、小中学生とその保護者等に技能への関心を高めてもらうため、新たに、技能五輪選手の訓練見学会と技能職のキャリアパス等についての説明会を組み合わせ実施してまいります。

加えて、「2028年技能五輪国際大会（日本・愛知大会）」の開催を契機として、多くの子供たちがモノづくりに興味を持ち、次代を担う産業人材を目指すきっかけとなるよう、小中学生向け技能体験プログラムを実施するとともに、アジア・アジアパラ競技大会の期間中にPRするなど、開催機運を醸成してまいります。

2026年度の本県労働行政における主な取組を紹介させていただきました。今後とも社会情勢に応じた必要な施策を適切なタイミングで実施してまいりますので、引き続き、皆様方の御支援・御協力をいただきますようお願いいたします。

▼ヤング・ジョブ・あいち ☎ 052-232-2351 ▼あいち障害者雇用総合サポートデスク ☎ 052-583-1010
▼あいち外国人材受入サポートセンター ☎ 052-990-6121 ▼あいちUIJターン支援センター ☎ 052-308-4859 ▼名古屋高等技術専門学校 ☎ 052-917-6711 ▼三河高等技術専門学校 ☎ 0564-51-0775

2026年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック大会概要

大会名	第64回技能五輪全国大会	第46回全国アビリンピック
日程	2026年12月4日(金)～7日(月)	2026年12月4日(金)～6日(日)
会場	愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）他	愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）
主催	厚生労働省、中央職業能力開発協会	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

2028年技能五輪国際大会概要

日程	開会式	2028年11月15日(水)
	競技	2028年11月16日(木)～19日(日)
	閉会式	2028年11月20日(月)
会場	競技会場	Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）
	開閉会式会場	IGアリーナ（愛知県新体育館）
開催テーマ	Linking Skills for a Sustainable Future 技能がつなぐ、持続可能な未来	
競技職種	62職種	
参加国・参加者	65か国・地域以上、約5,300人（うち選手1,700人）	



愛知産業保健総合支援センターの活用について

刈谷労働基準協会

今回は愛知産業保健総合支援センターのお話をさせていただきたいと思います。愛知産業保健総合支援センターは厚生労働省が所管する独立行政法人労働者健康安全機構の組織のひとつです。産業保健スタッフ等の活動サポートや、小規模事業場の事業者とそこで働く人々への産業保健サービスを通じて、すべての人が健康で元気に働けることを目指して活動をしています。

センターの活動内容についてご紹介したいと思います。まず研修会です。大学の先生、現場の産業医などの経験豊富な講師がメンタル不調者に対する対応の仕方や、化学物質のリスクアセスメントのやり方、睡眠障害、正しい傾聴の仕方など、産業保健にかかるさまざまな研修について1年を通じ実施しております。大半の研修はWEBで実施しており、ネットにつながるパソコンがあれば、会社内でも聴講は可能になっております。研修内容は愛知産業保健総合支援センターのHPに掲載しております。ぜひご確認していただければと思います。

次にメンタルヘルス対策の無料支援サービスです。メンタルヘルス不調者で退職や1か月以上の休業者がいる事業場の割合が1割以上であり、メンタルヘルス対策が企業経営上大きな問題になっています。例えば、メンタルヘルス不調者への対応方法、またメンタルヘルスについて理解が少ない若年労働者向けにメンタルヘルスについての教育の実施等愛知産業保健総合支援センターではメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場に対して、心理士、保健師、社会保険労務士等の専門家が無料で訪問し、さまざまな専門的な支援を行っています。上記でもあげましたが、主な支援内容ですが、

- ① 事業場の体制づくり支援（衛生委員会での具体的取組内容、事業場におけるメンタルヘルス対策の実態把握、心の健康づくり計画、事業場内体制の整備、ストレスチェック制度の導入、ストレスチェック集団分析結果を活用した職場環境改善）
 - ② 職場のメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応方法、職場復帰プログラム作成）
 - ③ 教育（管理監督者向け、若年労働者向けのメンタルヘルス教育）
- などがあります。ぜひご活用いただければと思います。

次に治療と仕事の両立支援の無料支援サービスです。少子高齢化社会の中、労働者の高齢化が進んでいます。健康診断の有所見率も5割を超え、治療を続けながら就労する労働者の数も増加しています。仕事が忙しいから、治療ができないということになると、症状の悪化につながり、結果病気を理由に離職をせざるを得ない状況になります。逆に治療をしながら就労できる環境を整えることで、労働者の離職を防ぐことは、少子高齢化の中、企業経営にとっても重要なことと思われます。愛知産業保健総合支援センターではメンタルヘルス対策同様、専門家が事業場等に無料で訪問しさまざまな専門的な支援を行っています。主な支援内容ですが、

- ① 事業主や労働者（家族）の個別相談
 - ② 両立支援の社内ルール作りや体制作り
 - ③ 両立支援にかかる社内啓発セミナー
 - ④ 会社側、労働者側双方の同意が必要ですが、同意が得られた場合の個別調整支援
- などがあります。

また昨年度からの新たな取り組みとして、職場でできるストレッチ体操や高齢労働者向けの体力チェックなど、腰痛予防・転倒防止のための専門家による無料の事業場訪問サービスや新たな化学物質規制にかかる対策や今年法改正された熱中症対策など労働衛生分野のお困りごとについて労働衛生コンサルタントの資格を持った専門家による無料の事業場訪問サービスも実施しております。センターによる上記サービスに興味がある方は一度愛知産業保健総合支援センターのHPのお問い合わせメール又は電話で気軽にお問い合わせください。電話番号は052-950-5375になりますので、ぜひご活用ください。

5月31日は世界禁煙デーです

「世界禁煙デー」とは・・・

世界保健機関（WHO）が制定した禁煙を推進するための記念日です。
毎年5月31日が世界禁煙デーであり、国際デーのうちの1つです。



■喫煙と糖尿病、腎臓病には密接な関係があります

- ・たばこを吸うと、交感神経を刺激して血糖値を上昇させるだけでなく、体内のインスリンの働きを妨げる作用があります。
- ・喫煙の本数が多いほど糖尿病になりやすく、禁煙した人ではリスクの低下がみられています。
- ・糖尿病にかかった人がたばこを吸い続けると、治療の妨げとなるほか、**脳梗塞や心筋梗塞・糖尿病性腎症などの合併症のリスクが高まる**ことがわかっています。
- ・喫煙は糖尿病の有無に関わらず、慢性腎臓病（CKD）のリスクを高めることがわかっています。

■「加熱式たばこなら、大丈夫」は誤解です

最近、加熱式たばこは、喫煙者本人及び周囲への健康影響や臭いなどが紙巻たばこより少ないという期待から、使い始める人が多くいます。

しかし、**加熱式たばこの主流煙には、紙巻きたばこより低濃度とはいえ多くの種類の有害化学物質が含まれています。**

量が少ないとしても、たばこ煙にさらされることについては安全なレベルというものがなく、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性は否定できません。

2020年から、**加熱式たばこ使用者も健康保険による禁煙治療の対象**となっています。

「禁煙したいけれど、まだ踏み切ることのできないあなたへ」



「たばこが身体に悪いことはわかっている。やめたいと思うが今はまだやめられない」と考えている方もいらっしゃると思います。

皆さんが禁煙を決意すること。それには大きな不安がつきまといます。

この先ずっとたばこのない生活を送ると思うと、「そこまでして健康でいなきゃいけないのか」と、なんとなくむなしい気がしてしまうのが喫煙者の心理であり、ニコチン依存症という病気の症状です。まず皆さんが禁煙を開始するときに「今後一生禁煙しよう！」と思うことをやめましょう。

長期的な目標を最初から持つと、途中で疲れてしまいます。

失敗を恐れず「とりあえずやってみる」という気持ちで

気楽にチャレンジしてみましょう。

禁煙は自転車の練習と同じで、何度も失敗しながら何が悪かったのかを学び、上手にできるようになっていくものです。

禁煙外来を活用しよう!



禁煙外来では、医師のアドバイスと併せて禁煙補助薬を処方してもらうことが可能です。

一定の要件を満たせば、薬物療法による禁煙治療は医療保険適用の対象となります。

愛知県健康対策課 HP

参考：厚生労働省 健康づくりサポートネット「喫煙と糖尿病」より一部抜粋

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

間宮正直



**働き方改革支援助成金の
活用について**

近年、政府は働き方改革を推進し、企業の生産性向上と労働環境の改善を目指しています。その一環として設けられているのが「働き方改革推進支援助成金」です。本助成金を活用すれば、企業が負担するコストを大幅に削減しながら、労働環境の整備や業務効率化を進めることが可能になります。

る研修

(2) 従業員に対する研修、周知・啓発

(3) 外部専門家によるコンサルティング

(4) 就業規則・労使協定等の作成・変更

(5) 人材確保に向けた取組

(6) 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新

(7) 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新

1、助成対象となる取り組み

本助成金は、企業が労働時間の適正化や多様な働き方の導入を進める際に発生する費用を補助する制度です。具体的には、以下のような取り組みが対象となります。

(1) 労務管理担当者に対す

る研修

(2) 従業員に対する研修、周知・啓発

(3) 外部専門家によるコンサルティング

(4) 就業規則・労使協定等の作成・変更

(5) 人材確保に向けた取組

(6) 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新

(7) 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新

2、助成金活用のポイントと手続き

助成金を受給するためには、適切な手続きが必要です。以下のポイントを押さえて、確実な申請を目指しましょう。



(1) 要件の確認

助成金の対象となる事業主は、労働者災害補償保険の適用事業主であり、所定の条件を満たす必要があります。

(2) 成果目標の設定

助成金を受けけるためには、以下のいずれかの成果目標を設定し、それを達成することが求められます。

- 時間外労働時間の削減（60時間以下または80時間以下に設定）
- 年次有給休暇の計画的付与の導入
- 特別休暇制度（病欠休暇、ポランテティア休暇など）の導入
- 勤務間インターバルを新規導入、適用範囲の拡大、時間延長

(3) 対象となる取り組みの

実施

助成対象となる1の(1)～(7)のいずれか一つ以上の取り組みを実施。

(4) 必要書類の準備

申請には詳細な書類が求められるため、専門家のサポートを受けながら準備を進める。

3、支給額と補助率

助成金の支給額は、実施した取り組みにかかった経費の一部が補助される形となり、成果目標の達成状況に応じて変動します。

- 時間外労働の削減…最大150万円
- 有給休暇の計画的付与の導入…最大25万円
- 特別休暇制度の導入…最大25万円
- 勤務間インターバルを新規導入…最大150万円
- 賃金引き上げを伴う場合の加算額…最大720万円（引き上げ人数に応じて変動）

補助率は対象となる取り組みの原則3/4ですが、従業員数30人以下の企業で一定の取り組みを行った場

合、補助率が4/5に引き上げられます。

4、まとめ

働き方改革推進支援助成金を活用すれば、企業は経済的な負担を軽減しながら、労働環境の改善や生産性向上を実現できます。また、時間外労働の上限規制への対応や、有給休暇の取得促進に向けた取り組みを進めることで、法令順守の強化にもつながり、ひいては従業員の定着率向上、企業のイメージ向上に繋がります。

しかし、申請には複雑な手続きや専門的な知識が求められるため、社会保険労務士のサポートを受けることが成功の鍵となります。助成金の活用を検討している企業は、ぜひ専門家に相談し、最大限のメリットを享受しましょう。

（間宮社会保険労務士事務所 所長・ホワイト企業推進 社会保険労務士協議会 会 員・社会保険労務士）

イラスト・伊藤香澄



第14話 ～年次有給休暇（年休）～

相談者 小売業 総務部長 



「私は小売業の総務部長です。『使用者の時季指定による年5日の年休付与義務（以下、年5日の年休付与義務）』について質問です。弊社では、週所定労働日数が4日以下のパート労働者と週所定労働日数が5日であっても週所定労働時間の合計が20時間以下のパート労働者については、年5日の年休付与義務の対象者としていません。弊社の取扱いに問題はないでしょうか？」



「貴社の取扱いには問題があります。なぜなら、法定の年休付与日数が10日以上である労働者が、年5日の年休付与義務の対象者になるからです。『週所定労働日数が5日以上』または『週所定労働時間が30時間以上』の労働者は、通常の労働者と同様、入社後半年経過で10日、その後1年ごとに、11日、12日、14日・・・の年休を付与することになります。週所定労働日数が5日の労働者と、例えば、週所定労働日数が4日でも、1日の所定労働時間が7時間30分以上の労働者は週所定労働時間が30時間以上になるため、入社後半年経過で、年5日の年休付与義務の対象者になります。」



「それでは、週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間数が30時間未満の年休の比例付与になるパート労働者は、年5日の年休付与義務の対象者にならないということで、よろしいでしょうか？」



「年5日の年休付与義務の対象者になる場合があります。例えば、週所定労働日数が4日、1日の所定労働時間が7時間の労働者は、比例付与により、入社後3年半経過している者には10日の年休が付与されるため、対象者になります。なお、この年5日の年休付与義務の対象者になる年10日の年休の付与日数は、新規に発生する年休の日数を指し、前年に年休未消化の繰越日数は加算しません。」



「労働者が自ら年休を取得しても、会社はそれとは別に年5日の年休を付与する義務がありますか？」



「労働者がすでに年5日以上年休を取得している場合や年5日以上年休を取得する予定の場合は、使用者の時季指定により年休を付与することはできません。」



「使用者の時季指定により年休の付与を実施する場合、何か気をつけることはありますか？」



「時季指定の対象労働者の範囲及び時季指定の方法等を就業規則に規定することが必要です。」



「弊社には、年休を取得しない労働者がいます。何かよい方法はありますか？」



「まずは年休を取得しやすい職場環境づくりが重要です。手法は、年休の個別指定と計画的付与があります。個別指定は、労働者ごとに消化日数が年5日以上になっているかをチェックし、年5日未満になりそうな労働者に対して、会社が年休を指定する方法です。例えば、就業規則で、『基準日から1年の期間が終わる2か月前までに年休が5日未満の労働者には会社が年休を指定する』等を定めて実行します。また、計画的付与とは、会社と労働者代表との労使協定により、各労働者の年休のうち5日を超える部分について、あらかじめ年休を与える日を定める制度です。」



「弊社の場合は、年休の個別指定と計画的付与のどちらがよいでしょうか？」



「現状で年5日以上年休を取得している労働者が半分以上の場合には、個別指定が適しています。年休の消化日数が5日未満になりそうな労働者に対してのみ、個別に年休取得日を指定することができ、柔軟な対応が可能です。また、現状で年5日以上年休を取得している労働者が少ない場合には、計画的付与による対応が適しています。労使協定に基づき、貴社の閑散期に班別の単位による交替制で年休を消化させる等、計画的に年休消化日を指定し業務への支障を避けることもできます。」

(労働衛生コンサルタント・社会保険労務士 中西浩信)

会員だより

高浜支部

《会社概要》

社 名：エヌティーテクノ株式会社 (NT TECHNO CORP.)
創 業：1926年3月 (大正15年3月)
設 立：(法人化) 1951年
資 本 金：4,840万円
代 表 者：代表取締役社長：内藤 大介
従 業 員 数：985名 (2025年4月現在)
売 上 高：373億円 (2025年3月期実績)
本社所在地：愛知県高浜市論地町 5-1-10
企 業 理 念：社会に感動をお届けする

NT エヌティーテクノ株式会社



エヌティーテクノ本社 外観

《事業紹介》

エンジンが「心臓」なら、走りをつコントロールする A/T は「中枢神経」。快適かつ効率のよい走行を実現するためには、ミクロン単位の精度が求められます。エヌティーテクノでは、A/T を構成する主要部品を、優れた精密加工技術で製造しています。

そこで培った技術を活かし、今後の電動化部品の受注も積極的に進めており、他業界への新規受注活動も並行し、進めています。

《沿革》

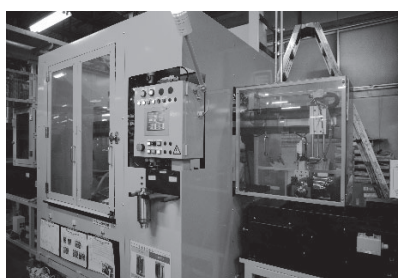
1926.03 名古屋市中区に内藤鉄工所を創立。
1951.04 法人組織にし、(株)内藤工機製作所と定める。
1957.09 愛知工業(株)(現:株式会社アイシン)の協力工場として取引開始。
1969.05 アイシン・ワナー(株)(現:株式会社アイシン)設立と共に協力工場として取引開始。
1991.04 社名をエヌティーテクノ(株)に変更。
1994.11 デミング賞委員会より「デミング賞実施賞中小企業賞」を受賞。
2002.07 アメリカ現地法人 NT TECHNO USA CORP. 設立。
2003.06 NT TECHNO USA 工場完成。
2015.04 西工場建設。
2015.06 新代表取締役に内藤大介 就任。
2020.06 高取工場建設。
2024.03 現地法人 NT TECHNO USA CORP. 閉鎖。
2026.03 グループ創立 100 周年



本社事務所入り口

《概要》

エヌティーテクノは、自動車の“中枢神経”であるオートマチックトランスミッション (A/T) を支える高精度部品を製造しています。近年は電動化の進展に伴い、EV 向けの eAxle (イーアクスル) 部品の製造にも取り組み、次世代の自動車技術に貢献しています。自動車業界が電動化へと進化を遂げる中、当社は従来技術と新しい技術の両方において卓越性を追求し続けています。



お知らせ

第14回 定時会員総会のご案内

第14回 定時会員総会を令和8年5月25日(月)14:00より刈谷市総合文化センター小ホール(刈谷市若松町2-104)にて開催いたします。

※詳細は同封の案内をご覧ください。

また、同封のハガキにて出欠のお返事をお願いいたします。



全国安全週間説明会のご案内

1. 日時及び会場

6月8日(月) 13:30～16:10 刈谷市総合文化センター 小ホール(刈谷市若松町2-104)

6月9日(火) 13:30～16:10 碧南商工会議所(碧南市源氏神明町90)

2. 次第

あいさつ (一社)刈谷労働基準協会 各支部長
刈谷労働基準監督署 相部署長

説明 ①「安全週間実施要綱等について」
刈谷労働基準監督署 中村第二方面主任監督官

②「第14次労働災害防止推進計画の振り返りと今後の動向について」
刈谷労働基準監督署 澤田地方労働衛生専門官(刈谷会場)
杉浦労働基準監督官(碧南会場)

講演 ①「熱中症対策における水分補給ソリューション」
サントリービバレッジソリューション(株) 課長代理 四ツ井 斉氏
②「スタートアップとの共創で実現する安全経営あいちDX活動」
(株)GEMBA 藤井聡史氏
日進精機(株) 山下雄也氏、山田華菜美氏

お知らせ「働く世代に役立つ健康情報」 各市保健センター 担当者

3. 会費 無料(非会員の方も無料です)

※参加をご希望される方は、右記二次元コードからもお申し込みいただけます。

お申込み締め切り日: 2026年5月15日(金)



2026年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名	日程	会場	会費		
			会員	非会員	
技能講習	31H フォークリフト 自動車運転免許証【有】	(学) 6月5日 (実) 6月6・7・13日 (学) 7月3日 (実) 7月4・5・11日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,450円	
	35H フォークリフト 自動車運転免許証【無】	(学) 6月2・5日 (実) 6月6・7・13日 (学) 7月2・3日 (実) 7月4・5・11日	(学) 未定 (実) 豊田自動織機 高浜工場	37,950円	
	32H フォークリフト 外国語 自動車運転免許証【有】	(学) 6月1・2日 (実) 6月6・7・13日 (学) 7月2・3日 (実) 7月4・5・11日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	54,230円	
	36.5H フォークリフト 外国語 自動車運転免許証【無】	(学) 6月1・2日 (実) 6月6・7・13日 (学) 7月2・3日 (実) 7月4・5・11日		61,160円	
	有機溶剤作業主任者	6月3・4日	愛知県技術開発交流センター	13,750円	
		7月6・7日			
		7月28・29日	竜美丘会館（岡崎市）		
	特化物・四アルキル鉛等 作業主任者	6月8・9日	愛知県技術開発交流センター	13,750円	
		7月16・17日			
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者	7月21・22・23日 7月21・22・30日	愛知県技術開発交流センター	17,710円	
	石綿作業主任者	6月4・5日	愛知県技術開発交流センター	13,750円	
		7月1・2日			
特別教育	機械研削砥石	6月24・25or26日	(学) 刈谷商工会議所 (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	プレス金型取替調整	6月18・22日	(学) 刈谷商工会議所 (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	アーク溶接	6月24・25・27日	(学) 刈谷市産業振興センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	23,210円	26,510円
	低圧電気 (実技7H含む)	6月16・17日	刈谷商工会議所	20,570円 23,870円	
		7月28・29日			
	フルハーネス型 墜落制止用器具	7月10日	愛知県技術開発交流センター	9,570円	12,870円
	産業用ロボット	6月15・19・27or30日	(学) 愛知県技術開発交流センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	34,980円	38,280円
	電気自動車等の整備	7月21日	愛知県技術開発交流センター	10,175円	12,375円
テールゲートリフター	7月3日	愛知県技術開発交流センター	13,090円	15,290円	

講習名	日程	会場	会費		
			会員	非会員	
その他	一般建築物石綿含有建材調査者	6月29・30日	愛知県技術開発交流センター	44,000円	49,775円
	工作物石綿事前調査者	7月22・23日	愛知県技術開発交流センター	44,000円	49,280円
	化学物質管理者(製造事業所)	6月10・11日	愛知県技術開発交流センター	23,980円	27,280円
	化学物質管理者(取扱事業所)	6月2日(学科のみ)	刈谷商工会議所	14,520円	17,820円
		6月2日(学科・実技)		17,820円	21,120円
	安全管理者選任時	7月8・9日	愛知県技術開発交流センター	18,260円	21,560円
	安全衛生推進者	6月22・23日	刈谷市産業振興センター	16,830円	
	職長教育(製造業)	6月11・12日	愛知県技術開発交流センター	14,080円	17,380円
		7月13・14日			
	職長・安全衛生責任者(建設業)	7月13・14日	愛知県技術開発交流センター	18,150円	21,450円
	職長能力向上(製造業)	7月1日	愛知県技術開発交流センター	8,690円	11,990円
	保護具管理責任者	6月12日	愛知県技術開発交流センター	17,050円	20,350円
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	7月30日	愛知県技術開発交流センター	9,790円	13,090円
	有機溶剤業務従事者労働衛生教育	7月16日	愛知県技術開発交流センター	8,690円	11,990円
	騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育	7月17日	愛知県技術開発交流センター	8,690円	11,990円
熱中症予防管理者教育	6月3日	愛知県技術開発交流センター	7,920円	9,020円	
	7月7日				

刈谷労働基準協会主催講習会(労務・労働問題関連)

(県下各協会合同開催)

種別	講習会名	QRコード	5月	6月	7月	会費(単位:円)		会場	
						会員	非会員		
総合講習会 労働法令	1.労働実務基礎講習(半日)		13	9	14	無料		名北労働基準協会 他	
	2.労働実務総合研修(1日)			17		10,000	13,330		
	3.労働実務専門講座(4日)			10	8		全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4.社会保険労務士試験受験対策総合講座(13日間)		詳細はQRコードからご覧ください						
セミナー 労働問題	1.令和8年度の労働の動向を聴くセミナー			18		無料		名古屋能楽堂	
安全衛生	1.ダイオキシン類特別教育			22		7,330	9,160	名古屋市工業研究所	
	2.携帯丸のこ等取扱作業従事者教育				23	8,300	9,900		
	3.騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育	1.1~3			17	8,690	11,990	愛知県技術開発交流センター	
社員教育	1.管理能力向上研修			22		6,000	7,000	名北労働基準協会	
	2.ハラスメント防止研修			26					
	3.ハラスメント相談担当者研修			25					
	4.人事考課者研修		1~5	18					
	5.アンガーマネジメント研修			27					
	6.アサーティブ研修				30				
	7.メンタルヘルスマネジメント研修		6~7						7

愛知労働基準協会主催講習会

(県下各協会合同開催)

講習会名	開催月日		学科会場	実技会場	受講料
	学科(日)	実技(日)			
技能講習	はい作業主任者	6月25・26日	ポータルビル		13,280円
	乾燥設備作業主任者	6月2・3日	ポータルビル		13,450円
		6月23・24日	アイプラザ半田		
ガス溶接	6月6日	6月13日	ポータルビル	トヨタ安全衛生教育センター	13,780円
その他	局所排気装置 自主検査者	6月1・2日	6月3or4or5日		ポータルビル 会員 58,500円 非会員 63,000円
	作業環境測定士	6月22・23日	ポータルビル		会員 18,740円 非会員 20,980円
	マスクフィットテスト 実施者養成研修	6月26日	岡谷鋼機 名古屋公会堂		会員 22,210円 非会員 26,410円
	エックス線作業主任者 免許試験準備勉強会	6月2・3・4・5日	ポータルビル		会員 28,317円 非会員 31,817円

安心して働きたい！



令和8年度
申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.1月～7.10金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

第85回
**全国産業
安全衛生大会**



札幌
2026
9.16 WED → 18 FRI

安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 緑
 不 休 災 害 黄
 休 業 災 害 赤

勞 働 安 全 衛 生 保 護 具

環 境 測 定 機 器 販 売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当
清水 寛樹



Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

企業の労働 110 番！

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052-961-7110 までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月～金 8:30～17:30 (祝日等は除く)
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。
未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策を
アドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政 OB・産業カウンセラー
等企業の支援活動を行う労働の専門家です



